

令和8年度 水道料金等収納業務委託者募集案内

■募集要領

1. 委託する業務 水道料金等収納業務
2. 募集人数 1人
3. 募集期間 令和8年1月19日(月)から1月30日(金)まで
※令和8年1月30日(金)必着
※所定の応募届でお申し込みください。
※応募届の確認後に、受付票を送付します。受付票は選考当日にお持ちください。
4. 応募届提出先 〒680-1132
鳥取市国安210番地3 鳥取市水道局 料金課 収納係(TEL 0857-53-7923)
5. 応募届提出方法 持参または郵送
※持参の場合は、午前8時30分から午後5時まで
6. 選考 (1) 日時 令和8年2月16日(月) 午前10時00分開始
※受付:午前9時30分から9時50分まで
(2) 場所 鳥取市水道局(鳥取市国安210番地3)3階会議室
(3) 方法 面接による
(4) 結果案内 後日、郵送でお知らせ
7. 委託契約の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
8. 応募資格 次の(1)から(5)までの全ての要件を満たす人
(1) 平成17年4月1日までに生まれた人
(2) 普通自動車運転免許を持っている人
(3) 次のいずれかに該当する人
ア 日本国籍を有する人
イ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)による永住者
ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)による特別永住者
(4) 次のいずれにも該当しない人
ア 拘禁刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
イ 鳥取市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
ウ 破産者で復権を得ない人
エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律で規定する暴力団その他、反社会的団体又はそれらの構成員に該当する人
オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
(5) 水道料金を滞納していない人
9. 添付書類 普通自動車運転免許証の写し
10. その他 応募届の確認後、水道局が必要と認める書類を提出していただく場合があります。

■業務の内容

業務内容	1. 発注者が作成した未収金一覧表に基づく未収金の整理 (1) 訪問による支払い方法の相談及び調整 (2) 電話等による督促 2. 発注者が指示した水道料金等の集金 3. 収納した水道料金の発注者への速やかな納入 4. 業務日誌の作成及び提出 5. その他業務に付随すること
業務区域	鳥取地域、国府地域及び福部地域のうち発注者が指定する区域
委託料	収納月の翌月の15日(閉庁日の場合は前日)に支払い [課税事業者の場合] 1か月委託料 = 基本額等133,500円 + (納入件数×187円) + (納入金額×1.1%) [非課税事業者の場合] 1か月委託料 = 基本額等123,500円 + (納入件数×187円) + (納入金額×1.1%)
社会保険の有無	無
その他	業務の遂行に際し必要なもの(個人負担) 1. 発注者及び水道使用者等との業務上の連絡を確保するための携帯電話 2. 業務に用いる自動車等

※その他、ご不明な点は下記にお問い合わせください。

〒680-1132
鳥取市国安210番地3
鳥取市水道局 料金課 収納係
TEL 0857-53-7923